

飛島公共交通バスをご利用ください



定期券の申込みについて

この春からの通勤・通学等で飛島バスの利用をご検討いただいている方へ定期券の申込方法についてのご案内です。

- ▶ 3月15日(金)～4月12日(金)の期間、役場2階企画課においても定期券の申込み受付および回数券の販売をします。(受付時間：午前8時30分～午後5時)
※土曜・日曜および祝日を除く。

通学用定期券の申込み時には新年度分の通学証明書、春から高校・専門学校・大学などへ進学する方は合格通知書等の添付が必要となります。



- ▶ 4月13日(土)以降におきましては、次の取次場所で申込みをしてください。

蟹江線

- ①山田屋(午前11時～午後8時、火曜定休)
- ②公民館分館1階会議室

名港線

- ①地下鉄名古屋港駅2番出口構内(午後5時～7時)
- ②公民館分館1階会議室

※公民館分館は販売日が定められていますので村公式ホームページでご確認をお願いします。

バスロケーションシステムについて

飛島バスの運行状況をパソコンやスマートフォンで確認することが出来るバスロケーションシステムを導入しています。

次のURLまたはQRコードからアクセスしてください。

<http://tobishima.bus-go.com>



スマートフォンで見える場合

①利用路線
②利用停留所
を選択

時刻表

時刻	バス	乗車
7:00	1	200
7:15	2	200
7:30	3	200
7:45	4	200
8:00	5	200
8:15	6	200
8:30	7	200
8:45	8	200
9:00	9	200
9:15	10	200
9:30	11	200
9:45	12	200
10:00	13	200
10:15	14	200
10:30	15	200
10:45	16	200
11:00	17	200

運賃

運賃	大人	小人
運賃均一	200	100

近鉄蟹江駅前 停留所

バスが到着しました。

表示

画像はイメージです。



新年度から

友好自治体宿泊施設利用助成制度が始まります。

平成31年4月1日から本村と友好自治体提携を結ぶ愛知県豊根村・鹿児島県南種子町の対象宿泊施設を利用する場合、宿泊費の割引を受けることができるようになります。ぜひご利用ください。

●対象者

- ・在住の方
- ・在勤の方とそのご家族

※在住の方は在住が証明できる書類、在勤の方は在勤が証明できる書類をお持ちください。

●対象宿泊施設

友好自治体の観光協会等が指定する宿泊施設

※対象宿泊施設については、お問い合わせください。

※村公式ホームページでも対象宿泊施設がご確認いただけます。

●助成区分・金額

- ・キャンプ場の宿泊施設

棟単位で設定されるもの 1棟1泊3,000円

室単位で設定されるもの 1室1泊3,000円

区画単位で設定されるもの 1区画1泊1,000円

- ・キャンプ場以外の宿泊施設(ホテル・旅館等)

大人(中学生以上) 1人1泊3,000円

小人(小学生) 1人1泊1,500円



●利用の流れ

1. 対象宿泊施設を利用する一週間前(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く。)までに、総務部企画課で助成申請書を記入し、助成券を受け取る。
2. 対象宿泊施設を予約する。(助成券を利用することを伝える。)
3. 対象宿泊施設に助成券を持参し、精算時に提出する。
※宿泊費から助成金額を引いた残額を宿泊施設に支払う。
4. 利用後2週間以内に、利用者アンケートを記入し投函する。

●注意事項

- ・申請がない場合や宿泊先に助成券を提出し忘れた場合は、助成を受けられません。
- ・この制度は、宿泊施設で現地支払(精算)する場合のみ適用されますので、料金等を事前に支払う宿泊プラン等では助成を受けられません。
- ・対象となる宿泊施設は、随時変更の可能性があります。
- ・宿泊施設を観光で利用される場合に限りです。

●問合せ先 総務部企画課

とびしマルシェ開催に伴う飛島村産直市の開催時間・場所の変更について

とびしマルシェに出店するため、飛島村産直市の開催時間と場所が変更になります。

●変更日

3月24日(日)

●開催時間

午前10時～午後2時

●開催場所

役場特設会場

●問合せ先

開発部経済課



臨時職員募集

■児童クラブ支援員

●応募資格

概ね60歳まで

教諭資格または保育士資格を有するもの

●勤務日

平成31年4月5日(金)～

月曜～土曜のうち週5日

●勤務時間

午前8時～午後6時30分のうち

6時間(休憩時間を除く)

●勤務場所

飛島学園内児童クラブ

●応募期限

3月28日(木)

●応募方法

履歴書および教諭免許・保育士

証の写しを郵送または持参

(午前8時30分～午後5時15分)

※土曜・日曜および祝日を除く

●応募および問合せ先

すこやかセンター内福祉課

ご存知ですか?「飛島村結婚祝金」

本村では、平成26年4月より新たに夫婦となった二人の門出を祝うとともに、本村の少子化対策、定住促進を図るため、結婚祝金を支給しています。まだ支給を受けていない方は、ぜひ申請してください。

♡支給対象者

- ・平成26年4月1日以降に婚姻届を出された方
- ・婚姻届が受理された日現在、夫婦あるいはどちらかが40歳以下の方
- ・婚姻届を提出してから1年以内に夫婦で同一世帯として本村に住民登録を行った方
- ・住民登録を行った日から継続して6か月以上経過した方

♡支給申請

結婚祝金支給申請書を記入のうえ、戸籍謄本等を添えて申請してください。

♡交付金額

夫婦1組につき 5万円

♡問合せ先

民生部住民課





飛島村議会議員一般選挙 立候補予定者説明会のお知らせ

平成31年4月29日任期満了により執行される飛島村議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。

立候補届出用紙等を配布し、記載の仕方や選挙運動に関する説明を行います。

- 日 時 3月20日(水) 午後1時30分
- 場 所 飛島村役場 2階 第3会議室

愛知県議会議員一般選挙
投票日 4月7日(日)

飛島村議会議員一般選挙
投票日 4月21日(日)

飛島村選挙管理委員会・飛島村明るい選挙推進協議会

期日前・不在者投票について

投票日当日、何らかの用務(村内・村外を問わず、仕事・旅行・冠婚葬祭等)により、投票所で投票ができない方は、期日前・不在者投票ができます。また、指定病院、指定老人ホーム等に入院(入所)されている方も、それらの施設において不在者投票ができます。

- 期 間 ・愛知県議会議員一般選挙：3月30日(土)～4月6日(土)
・飛島村議会議員一般選挙：4月17日(水)～20日(土)
- 時 間 午前8時30分～午後8時(土曜・日曜も投票できます。)
- 場 所 飛島村役場

郵便等投票制度について

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票できる制度があります。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けておられる方で、右記の方が該当となります。

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者 手帳	戦傷病者手帳	介護保険の 被保険者証
両下肢・体幹 移動機能	1級若しくは 2級	特別項症から第2 項症まで	——
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級若しくは 3級	特別項症から第3項症 まで	——
肝臓 免疫	1級から3 級まで	——	——
要介護状態区分	——	——	要介護5

●申請方法

該当される方は郵便投票証明書の交付申請をし、選挙期日の4日前(県議選：4月3日、村議選：4月17日)までに投票用紙等を請求してください。請求は告示日(県議選：3月29日、村議選：4月16日)前でもできます。

●その他

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方(身体障害者手帳および戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級、もしくは特別項症から第2項症と記載のある方)は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た方に投票に関する記載をさせることができます。なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ手続きが必要となりますので、必ず申請をしてください。郵便投票証明書の交付を受けておられる方でも、有効期限が切れている場合は、再交付の申請が必要です。詳細は、飛島村選挙管理委員会へお尋ねください。

●問合せ先 総務部総務課内飛島村選挙管理委員会

高齢者・障がい者の方にタクシー料金の一部を助成します

高齢者・障がい者の方が、容易に外出できるようタクシー料金の一部を助成します。

高齢者等福祉タクシー

●対象者

- 在住の65歳以上の方で次のいずれかに該当する方
- ・介護保険で要介護または要支援認定を受けた方
 - ・ひとり暮らしの高齢者
 - ・高齢者のみの世帯
- ※ただし、施設入所者は除く

心身障害者(児)福祉タクシー

●対象者

- 在住の方で次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障害を有する方
 - ・療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ※ただし、施設入所者は除く

共通事項

●助成内容

- ・利用券(年間36枚)を交付
1回につき1枚の利用
- ・上限1,500円までと迎車回送料金 200円
ただし、リフト付タクシーは、基本料金と迎車回送料金 200円

●申請手続き

所定の申請書に記入し提出してください。
その際各手帳または、介護保険被保険者証を提示してください。

●申請期間

4月1日(月)から随時受付します。

平成30年度に利用券の交付を受けた方

未使用の利用券をお持ちの場合は、早めにご使用ください。

有効期限が過ぎた利用券は福祉課まで返還してください。

《平成30年度利用券の有効期限》平成31年3月31日(日)

●申請場所および問合せ先 すこやかセンター内福祉課



●問合せ先 総務部総務課

●場 所
村内全ての公共施設(建物内およびその敷地内)

●場 所
対象となります。

※施設の建物内だけでなく、その建物内が建っている敷地内全てが対象となります。

受動喫煙による健康への影響を最小限にとどめ健康増進を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成31年4月1日
「公共施設の敷地内
全面禁煙のお願い」

救命講習会参加者募集

誰もがいつどこで病気やけが等で倒れるかわかりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

●日 時 3月17日(日)

午前9時～正午

●場 所 海部南部消防組合消防署(飛鳥村)

●内 容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用方法
- ・止血法

●定 員 32名

●受講資格 在住(小学5年生以上)または在勤の方

●受講料 無料

●受講申込 電話で受け付けています。

※講習修了者には、修了証を発行します。

●申込み・問合せ先

海部南部消防組合消防本部消防課

☎ 52-3111

FAX 52-3114